岩手県告示第297号

令和２年３月10日付け岩手県報第11971号登載保安林の指定施業要件の変更（令和２年岩手県告示第128号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第33条第３項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和２年４月28日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

（１）　指定施業要件を変更した森林の所在場所　陸前高田市広田町字六ヶ浦297の２から297の４まで、301の１、301の３、365の１から365の３まで、371の２、字山田１の15、１の32、字黒崎９の16

（２）　所在が不分明である通知の相手方　小松達郎、小松二三夫、佐々木朝子、鈴木寿夫、南岩手ナショナル製品販売株式会社、村上八十治

２　通知の内容を掲示した場所　陸前高田市役所